

派遣留学に関する科目(派遣留学特別講義)の認定について(2017(平成29)年度以降入学者)

2019/5/29

所属学部	派遣留学に関する科目(派遣留学特別講義) として科目認定できる単位	派遣留学に関する科目(派遣留学特別講義) として科目認定できない単位
商学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学部教育科目66単位のうち、学部発展科目20単位 ・自由選択科目28単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・主ゼミナール ・学部履修規則第3条第八項イで指定されている科目 (学部導入科目「導入ゼミナールⅠ」「導入ゼミナールⅡ」「前期ゼミナール(英書講読)Ⅰ」「前期ゼミナール(英書講読)Ⅱ」「経営学入門」「マーケティング入門」「会計学入門」「金融入門」及び「ビジネス・エコノミクス入門」) ・第3条第八項ロで指定されている科目の一部 (学部基礎科目の20単位) <p>ただし、教授会の承認を得た場合は、科目認定が可能となる。</p>
経済学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学部教育科目68単位のうち、学部教育発展科目44単位 ・自由選択科目24単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・主ゼミナール ・第3条第九項で指定されている科目 (100番台コア科目4科目8単位以上及び200番台コア科目のうちから2科目8単位)
法学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学部教育科目72単位のうち、その他の法学部教育科目20単位 ・自由選択科目16単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・主ゼミナール ・第3条第十項で指定されている科目 (法学部導入科目4単位、指定された法学部基礎科目(前期指定基礎科目)16単位、コースの別により次に定める科目24単位)
社会学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学部教育科目64単位のうち、その他の社会学部教育科目22単位 ・自由選択科目24単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・主ゼミナール ・第3条第十一項で指定されている科目 (導入科目8単位、基礎科目10単位、発展科目16単位)
全学部 (全学共通 教育科目)	<ul style="list-style-type: none"> ・全学共通教育科目的うち、他学部教育科目6単位 ※法学部はさらにすべての全学共通教育科目(キャリア科目を除く)から6単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通ゼミナール ・第3条第一項で指定されている科目(外国語科目) ・第3条第二項で指定されている科目(数理・情報科目) ・第3条第三項で指定されている科目(「PACE I・II」) ・第3条第四項で指定されている科目(「スポーツ方法(春夏)Ⅰ」「スポーツ方法(秋冬)Ⅰ」「スポーツ演習」)

※学部教育科目及び全学共通教育科目の中から履修する所定の単位数を超える単位は、自由選択の単位として進学要件・卒業要件に算入されます。